

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十七号

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表知事の部県内大学生が創る奈良の未来事業審査委員会の項の次に次のように加える。

奈良県多文化共生・国際化推進モデル事業補助金選定審査会	多文化共生・国際化推進モデル事業補助金に係る事業についての審査に関する事務
-----------------------------	---------------------------------------

別表知事の部奈良県公の施設指定管理者選定審査会の項の次に次のように加える。

奈良県公の施設指定管理者運営評価委員会	公の施設の指定管理者の運営に対する評価に関する重要事項についての審査及び建議に関する事務
奈良県西の京県有地活用整備事業者選定審査委員会	奈良県西の京県有地活用整備の事業者の選定に関する重要事項についての審査に関する事務

別表知事の部奈良県地価調査委員会の項の次に次のように加える。

奈良県産学官連携共同研究開発費補助金審査委員会	奈良県産学官連携共同研究開発費補助金に係る事業についての審査に関する事務
-------------------------	--------------------------------------

別表知事の部奈良県私立学校教育経常費補助金選定委員会の項の次に次のように加える。

る。

奈良県国際芸術家村構 想等検討委員会	奈良県国際芸術家村構想等に関する重要事項について の調査審議に関する事務
-----------------------	---

別表知事の部奈良県福祉サービス第三者評価認証及び基準等委員会の項の次に次のように加える。

奈良県障害福祉関係施設 指定管理者選定審査 会	奈良県障害者総合支援センターその他の規則で定める 施設の指定管理者の指定に関する重要事項についての 審査及び建議に関する事務
-------------------------------	--

別表知事の部なら健康長寿基本計画推進戦略会議の項の次に次のように加える。

奈良県放課後児童対策 推進委員会	放課後児童対策の推進に関する重要事項についての審 議に関する事務
---------------------	-------------------------------------

別表知事の部奈良県子どもを虐待から守る審議会の項の次に次のように加える。

奈良県子どもの貧困対 策会議	子どもの貧困対策に関する重要事項についての調査審 議に関する事務
-------------------	-------------------------------------

別表知事の部奈良県総合医療センター周辺県有地活用アイデア審査委員会の項を削り、
同部奈良県特定疾患等対策協議会の項中「奈良県特定疾患等対策協議会」を「奈良県難
病等対策協議会」に、「特定疾患」を「難病」に改め、同部奈良県精神障害者アウトリ
ーチ推進事業評価検討委員会の項を削り、同部Living Science研究開発
・実証事業補助金選定審査会の項中「Living Science研究開発・実証事
業補助金選定審査会」を「Living Science最適展開支援事業補助金選定
審査会」に、「Living Science研究開発・実証事業補助金」を「Living
Science最適展開支援事業補助金」に改め、同部奈良県経営革新計画評

価委員会の項中「奈良県経営革新計画評価委員会」を「奈良県経営革新計画等評価委員会」に改め、「承認」の下に「等及びクラウドファンディング活用事業者の選定」を加え、同部奈良の贈り物開発・発見・創出事業審査委員会の項を削り、同部奈良県河川整備委員会の項の次に次のように加える。

奈良県総合治水対策推進委員会	総合治水対策の推進に関する重要事項についての審議に関する事務
----------------	--------------------------------

別表知事の部奈良県新公会堂新名称選定委員会の項を削る。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。